

蒲郡市国民健康保険税条例及び蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(蒲郡市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 蒲郡市国民健康保険税条例(昭和32年蒲郡市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.0」を「100分の6.9」に改める。

第4条中「100分の30」を「100分の28」に改める。

第5条中「3万円とする。」の後に「ただし、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者については課税しない。」を加える。

第5条の2中「3万4,800円」を「3万3,300円」に改める。

第13条第1項第1号ア中「第1条第2項に規定する世帯主」の後に「及び満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者」を加え、同号イ中「2万4,360円」を「2万3,310円」に改め、同項第2号ア中「第1条第2項に規定する世帯主」の後に「及び満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者」を加え、同号イ中「1万7,400円」を「1万6,650円」に改め、同項第3号ア中「第1条第2項に規定する世帯主」の後に「及び満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者」を加え、同号イ中「6,960円」を「6,660円」に改める。

(蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成19年蒲郡市条例第11号)の一部改正)

第2条 蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成19年蒲郡市条例第11号)第2条中「第3条第1項中」から「3万3,300円」に改める、「イ中2万4,360円」を「2万3,310円」に改め、同号、「イ中1万7,400円」を「1万6,650円」に改め、同号および「イ中6,960円」を「6,660円」に改め、同号を削除する。

附則

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行し、改正後の蒲郡市国民健康保険税条例の規定は、平成19年4月1日から適用する。

(適用区分)

2 改正後の蒲郡市国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。